

千葉県告示第20号

法定外道路の路線の変更に関する告示

千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第4条第2項の規定により法定外道路の路線を変更しましたので、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定により告示します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、この告示の日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月11日

千葉市長 熊谷俊人

1 路線名及び変更区間

路線名	変更区間		
		起点	終点
指定道路千種町 15号線	変更前	千種町55番5地先から	千種町69番1地先まで
	変更後	千種町55番4地先から	千種町69番1地先まで

2 変更期日 平成30年1月11日